

【土木設計業務等委託の場合】

## 土木設計業務等委託変更契約書

収入印紙

貼 付

1 委託業務の番号・名称 第 -41330- 号 業務委託

2 委託業務の場所 地内

令和〇〇年〇〇月〇〇日（注1）発注者 福島県 と受注者 との間で締結した上記業務委託の契約内容を下記のとおり変更する。

記

【業務内容の変更の場合】（注2）

第 条 発注者の指示した設計図書を別冊のとおり変更する。

【業務委託料の変更の場合】

第 条 業務委託料の額 金 円を新たに増額（減額）する。  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円也）

【履行期限の変更の場合】

第 条 委託の履行期限、令和 年 月 日を令和 年 月 日とする。

【契約保証金の変更等の場合】（注3）

第 条 (A) 契約保証金「免除」を金 円とする。  
(B) 契約保証金 金 円を金 円とする。

【測量業務が追加された場合】（注4）

第 条 (A) 原土木設計業務等委託契約書第1条第3項、第9条第2項第1号及び同項第3号中「受注者の管理技術者」とあるのは「受注者の管理技術者若しくは主任技術者」と、第10条第1項前段中「業務の技術上の管理を行う管理技術者」とあるのは「設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び測量業務の技術上の管理を行う主任技術者」と、第10条第1項後段及び同条第3項中「管理技術者」とあるのは「管理技術者又は主任技術者」と、第10条第2項及び第42条第1項第3号中「管理技術者」とあるのは「管理技術者及び主任技術者」と、第11条第1項前段中「成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者」とあるのは「設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者及び測量業務の成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員」と、第11条第1項後段中「照査技術者」とあるのは「照査技術者又は社内審査員」と、第11条第2項中「照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を」とあるのは「照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を、社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を」と、第14条第1項中「管理技術者若しくは照査技術者」とあるのは「管理技術者、主任技術者、照査技術者若しくは社内審査員」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(B) 原土木設計業務等委託契約書第1条第3項、第9条第2項第1号及び同項第3号中「受注者の管理技術者」とあるのは「受注者の管理技術者若しくは主任技術者」と、第10条第1項前段中「業務の技術上の管理を行う管理技術者」とあるのは「設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び測量業務の技術上の管理を行う主任技術者」と、第10条第1項後段及び同条第3項中「管理技術者」とあるのは「管理技術者又は主任技術者」と、第10条第2項、同条第4項及

び第42条第1項第3号中「管理技術者」とあるのは「管理技術者及び主任技術者」と、第11条第1項前段中「成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者」とあるのは「設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者及び測量業務の成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員」と、第11条第1項後段中「照査技術者」とあるのは「照査技術者又は社内審査員」と、第11条第2項中「照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を」とあるのは「照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を、社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を」と、第14条第1項中「管理技術者若しくは照査技術者」とあるのは「管理技術者、主任技術者、照査技術者若しくは社内審査員」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 条 その他は原土木設計業務等委託契約書のとおりとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福島県白河市昭和町269番地  
氏 名 福島県  
福島県県南建設事務所長 ○○ ○○ 印

受注者 住 所  
氏 名 印

【測量調査業務委託の場合】

## 測量調査業務委託変更契約書

収入印紙

貼 付

1 委託業務の番号・名称 第 -41330- 号 業務委託

2 履行場所 地内

令和〇〇年〇〇月〇〇日（注1）発注者 福島県 と受注者 との間で締結した上記業務委託の契約内容を下記のとおり変更する。

記

【業務内容の変更の場合】（注2）

第 条 発注者の指示した設計図書を別冊のとおり変更する。

【業務委託料の変更の場合】

第 条 業務委託料の額 金 円を新たに増額（減額）する。  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円也）

【履行期限の変更の場合】

第 条 委託の履行期限、令和 年 月 日を令和 年 月 日とする。

【契約保証金の変更等の場合】（注3）

第 条 (A) 契約保証金「免除」を金 円とする。  
(B) 契約保証金 金 円を金 円とする。

【設計業務が追加された場合】（注5）

第 条 (A) 原測量調査業務委託契約書第1条第3項、第9条第2項第1号及び同項第3号中「受注者の主任技術者」とあるのは「受注者の主任技術者若しくは管理技術者」と、第10条第1項前段中「業務の技術上の管理を行う主任技術者」とあるのは「測量業務の技術上の管理を行う主任技術者及び設計業務の技術上の管理を行う管理技術者」と、第10条第1項後段及び同条第3項中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は管理技術者」と、第10条第2項及び第42条第1項第3号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者及び管理技術者」と、第11条第1項前段中「成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員」とあるのは「測量業務の成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員及び設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者」と、第11条第1項後段中「社内審査員」とあるのは「社内審査員又は照査技術者」と、第11条第2項中「社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を」とあるのは「社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を、照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を」と、第14条第1項中「主任技術者若しくは社内審査員」とあるのは「主任技術者、管理技術者、社内審査員若しくは照査技術者」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(B) 原測量調査業務委託契約書第1条第3項、第9条第2項第1号及び同項第3号中「受注者の主任技術者」とあるのは「受注者の主任技術者若しくは管理技術者」と、第10条第1項前段中「業務の技術上の管理を行う主任技術者」とあるのは「測量業務の技術上の管理を行う主任技術者及び設計業務の技術上の管理を行う管理技術者」と、第10条第1項後段及び同条第3項中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は管理技術者」と、第10条第2項、同条第4項及び第

42条第1項第3号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者及び管理技術者」と、第11条第1項前段中「成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員」とあるのは「測量業務の成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員及び設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者」と、第11条第1項後段中「社内審査員」とあるのは「社内審査員又は照査技術者」と、第11条第2項中「社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を」とあるのは「社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を、照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を」と、第14条第1項中「主任技術者若しくは社内審査員」とあるのは「主任技術者、管理技術者、社内審査員若しくは照査技術者」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 条 その他は原測量調査業務委託契約書のとおりとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福島県白河市昭和町269番地  
氏 名 福島県  
福島県県南建設事務所長 ○○ ○○ 印

受注者 住 所  
氏 名 印

## 用地調査等業務委託変更契約書

収入印紙

貼 付

1 委託業務の番号・名称 第 -41330- 号 業務委託

2 履行場所 地内

令和〇〇年〇〇月〇〇日（注1）発注者 福島県 を甲とし、受注者 を乙として締結した上記業務委託の契約内容を下記のとおり変更する。

記

### 〔業務内容の変更の場合〕（注2）

第 条 甲の指示した仕様書等を別冊のとおり変更する。

### 〔業務委託料の変更の場合〕

第 条 業務委託料の額 金 円を新たに増額（減額）する。  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円也）

### 〔履行期限の変更の場合〕

第 条 委託の履行期限、令和 年 月 日を令和 年 月 日とする。

### 〔契約保証金の変更等の場合〕（注3）

第 条 (A) 契約保証金「免除」を金 円とする。  
(B) 契約保証金 金 円を金 円とする。

第 条 その他は原用地調査等業務委託契約書のとおりとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福島県白河市昭和町269番地  
氏 名 福島県  
福島県県南建設事務所長 ○○ ○○ 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(注1) 第2回目以降の変更の場合でも、当初の契約締結日を記入してください。

(注2) 設計図書又は仕様書等(図面、仕様書)が変更となる場合に選択してください。

(注3) 業務委託料の額が300万円未満の額から300万円以上の額に変更となる場合には、(A)を選択してください。(ただし、落札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合を除きます。)  
変更後の業務委託料の額の100分の5の額が既に納付された契約保証金(現金、有価証券又は金融機関等の保証)の額の2倍以上の額になる場合、または、調査基準価格(非公表)を下回った落札金額で契約したもので業務委託料が増額となる場合には、(B)を選択してください。

(注4) 設計図書の変更により測量業務が新たに追加される場合には、(A)(ただし、条件付一般競争入札(総合評価方式)において、低入札価格調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合は、(B))を選択してください。

(注5) 設計図書の変更により設計業務が新たに追加される場合には、(A)(ただし、条件付一般競争入札(総合評価方式)において、低入札価格調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合は、(B))を選択してください。